

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、下請取引の適正化を推進する観点から、制度の周知状況、下請事業者からの相談等の処理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（10）、下請事業者^(注)（187）、関係団体等

このほか、下請事業者に対する意識調査（「下請取引の適正化対策に関する意識調査」）を実施した。

調査対象：全国 11 の都道府県庁所在市に事業所を置く製造業者（資本金 1,000 万円以下）5,000 社、建設業者（資本金 500 万円未満）5,000 社、計 10,000 社

調査時期：平成 29 年 11 月 13 日～12 月 1 日

回収結果：製造業 1,493 社、建設業 1,208 社、計 2,701 社（回収率 27.0%）

(注) 調査時点において取引を行っていない事業者等も含まれていることから、下請法又は建設業法上の下請事業者（建設業法では下請負人という用語を使用している。）であるとは限らない（以下、調査対象とした「下請事業者」について同じ。）。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施時期

平成 29 年 8 月～30 年 8 月